

議案第 4 8 号

沼田市善行青少年顕彰基金管理条例の全部を改正する条例について

沼田市善行青少年顕彰基金管理条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市青少年健全育成基金条例

沼田市善行青少年顕彰基金管理条例（昭和５７年条例第１６号）の全部を改正する。

（設置）

第１条 青少年の健全育成に関する事業を推進するため、沼田市青少年健全育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金）

第２条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第３条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、青少年の健全育成に関する事業に必要な費用に充てるものとする。

（処分）

第５条 基金は、第１条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第６条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の日の前日までに、沼田市善行青少年顕彰基金管理条例の規定により積み立てられた現金は、この条例の規定により積み立てられた基金とみなす。